

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱第31に定める基金活用事業の実施に当たっての条件等について

林 野 庁 長 官 通 知  
平成28年1月20日付け27林整計第240号  
最終改正：令和4年12月2日付け4林整計第462号

## 第1 趣旨

合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金等交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第31の規定に基づき、交付要綱第3第1項第1号に規定する基金設置団体（以下「基金設置団体」という。）が、交付要綱第2第1項第1号のアに規定する合板・製材生産性強化基金活用事業（以下「基金活用事業」という。）の実施に当たり基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等を以下のとおり定める。

## 第2 基金活用事業実施に当たっての条件等

- 1 交付要綱第31第1項及び第2項の規定に基づき基金設置団体が基金活用事業の実施に当たり基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等については次のとおりとする。
  - (1) 基金設置団体は、基金活用事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
    - ア 都道府県知事が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、交付要綱、国際競争力・木材供給基盤強化対策等実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）等に基づく処分又は指示に違反した場合
    - イ 都道府県知事が、助成金等を基金活用事業以外の用途に使用した場合
    - ウ 都道府県知事が、基金活用事業に関して、不正、事務手続の遅延その他の不適当な行為をした場合
    - エ 交付の決定後生じた事情の変更等により、基金活用事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
    - オ 基金活用事業の事業実施主体（都道府県知事を除く。）が、基金活用事業の実施に当たり基金から助成金等を交付する場合に間接補助事業者に対して付した条件等に違反した場合
  - (2) 基金設置団体は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金等が交付されているときは、期限を付して当該助成金等の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 交付要綱第31第3項の規定に基づき基金設置団体が基金活用事業の実施に当たり基金から助成金等を交付する場合に都道府県知事に対して付すべき条件等については、別紙のとおりとする。

附 則

この通知は、平成28年10月11日から施行するものとする。

附 則

この通知は、平成30年2月1日から施行するものとする。

附 則

この通知は、平成31年2月7日から施行するものとする。

附 則

この通知は、令和2年1月30日から施行するものとする。

附 則

この通知は、令和3年1月28日から施行するものとする。

附 則

この通知は、令和3年12月20日から施行するものとする。

附 則

この通知は、令和4年12月2日から施行するものとする。

## 別紙

### 基金活用事業の実施に当たっての条件

交付要綱第31第3項の規定により、基金設置団体が都道府県知事に付すべき基金活用事業の実施に当たっての条件は、以下のとおりとする。

- 1 都道府県知事は、基金活用事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金活用事業終了後においても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、ただし大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備・保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、基金活用事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
  - 2 都道府県知事は、基金活用事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに基金活用事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けずに、基金活用事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。
  - 3 2の財産について、処分制限期間内においては、基金解散前は、基金設置団体を通じて、基金解散後にあつては、直接農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより収入のあつたときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させられることがある。
  - 4 都道府県知事は、基金活用事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準等に該当することとなる場合は、あらかじめ基金解散前は、基金設置団体を通じて、基金解散後にあつては、直接農林水産大臣の承認を受けなければならない。  
また、農林水産大臣の承認を受けて当該施設等の転用又は用途変更をした場合は、当該転用等に係る施設等の設置に要した経費のうち国費相当額について、基金解散前にあつては、これを基金設置団体に返納するものとし、基金解散後にあつては、これを国に納付しなければならない。
- ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため上記によりがたい場合には基金解散前は、基金設置団体を通じて、基金解散後にあつては、直接農林水産大臣に協議することができる。
- 5 都道府県知事は、基金活用事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した

施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に基金活用事業の目的を達することができなくなった場合は、速やかに基金解散前は、基金設置団体を通じて、基金解散後には、直接農林水産大臣に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した経費のうち国費相当額について、基金解散前には、これを基金設置団体に返納するものとし、基金解散後には、これを国に納付しなければならない。

6 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、ソに規定する誓約書の提出を確認した上で、基金活用事業の事業実施主体に対し、アからセまで及びタに掲げる条件を付さなければならない。

ア 事業実施主体は、基金活用事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、原則として一般の競争に付さなければならない。ただし、基金活用事業の運営上、必要である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。ただし、その場合であっても競争性が確保されるよう努めなければならないこと。

イ 事業実施主体は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別紙様式1による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならないこと。

ウ 事業実施主体は、基金活用事業に要する経費の配分の変更（都道府県知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

エ 事業実施主体は、基金活用事業の内容の変更（都道府県知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

オ 事業実施主体は、基金活用事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

カ 事業実施主体は、基金活用事業が予定の期間内に完了しない場合又は基金活用事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

キ 事業実施主体は、適正化法、適正化法施行令、交付規則、交付要綱、実施要領等に従わなければならないこと。

ク 事業実施主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、

消費税仕入控除税額が明らかでないため、消費税仕入控除税額を含めて申請した各事業実施主体については、次の条件に従わなければならないこと。

- (a) 事業実施主体は、基金活用事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業実施主体について当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- (b) 事業実施主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(a)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。
- (c) (b)による報告は、実績報告を提出した年度の翌年の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定してない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

ケ 事業実施主体は、基金活用事業により取得し又は効用の増加した財産については、基金活用事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならないこと。

コ 事業実施主体は、基金活用事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

ただし、基金活用事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金の交付申請書に記載されている場合は、都道府県知事の承認を受けたものとする。

サ 事業実施主体は、補助事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

また、都道府県知事の承認を得て、当該施設等の転用又は用途変更をした場合は、

当該転用に係る施設等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならないこと。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、都道府県知事に協議することができること。

シ 事業実施主体は、基金活用事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに都道府県知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならないこと。

ス 事業実施主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、基金活用事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。

また、基金活用事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

セ 事業実施主体は、森林関係法令への違反等その行為態様や社会的影響等を勘案して不適切と判断される行為を行わないこと。

ソ 事業実施主体は、補助金を申請するに当たり、セを約した「誓約書」を別紙様式2により添付しなければならないこと。

タ 市町村長及び事業実施主体が都道府県知事から交付された補助金を更に他の事業実施主体へ交付するときには、基金活用事業に係る補助金の交付申請、受領及び補助金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務を行うとともに、ソに規定する誓約書の提出を確認した上で、都道府県知事に付された上記アからセまでに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならないこと。

7 都道府県知事は、事業実施主体に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ基金解散前は、基金設置団体を通じて、基金解散後は、直接農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。

また、協議についても、あらかじめ基金解散前は、基金設置団体を通じて、基金解散後は、直接農林水産大臣に協議しなければならない。

ただし、上記6のアからカまでに係るものについては、実施要領第3第1項第3号及び第2項第1号のイの重要な変更該当しない場合は、この限りではない。

- 8 農林水産大臣は、基金設置団体への納付を条件に上記7の承認を行った場合において、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、適正化法第18条第3項の規定に準じるものとする。
- 9 都道府県知事は、上記6のクにより事業実施主体からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は上記6のク、サ及びシにより事業実施主体から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、その他の理由により補助金相当額の全部又は一部を収納した場合は、国費相当額について、基金解散前にあつては、これを基金設置団体に返納するものとし、基金解散後にあつては、これを国に納付しなければならない。
- 10 都道府県知事は、事業実施主体が上記6により付した条件を遵守するよう善良なる管理者の注意をもって指導・監督しなければならない。

別記（別紙関係）

| 施設等   | 転用制限基準   | 補助金の返還範囲      |
|---|--|---------------|
| <p>林業専用道（規格相当）<br/>森林作業道</p>  | <p>補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更をされ、又は補助目的を達成することが困難になったとき。</p>         | <p>全部又は一部</p> |
| <p>間伐材生産（不良木の淘汰、鳥獣害防止施設等）</p>   | <p>補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林地又は当該施設の全部又は一部が転用されたとき。（当該林地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃貸権、地上権等を設定した林地以外の用途に転用する場合を含む。）</p> | <p>全部又は一部</p> |
| <p>貯木場<br/>（附帯道路、増設・舗装を含む。）<br/>ストックヤード<br/>駐車場<br/>（附帯道路を含む。）<br/>その他土地整備<br/>（大蔵省令に定めるものを除く。）</p> | <p>補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。</p>                               | <p>全部又は一部</p> |



別紙様式1（別紙の関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加に当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

（注1）〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。

（注2）この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。

ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。

（注3）「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。

なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別紙様式2（別紙の関係）

誓 約 書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

（事業実施主体）

住 所

氏名又は名称及び代表者名

〇〇〇（事業実施主体）は、補助金等交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨誓約いたします。